

日本司法支援センター
平成 21 年細則第 10 号
改正 平成 21 年 10 月 22 日
平成 21 年細則第 13 号
改正 平成 31 年 1 月 7 日
平成 31 年細則第 1 号

接見資料及び事実証明書に関する細則

(目的)

第 1 条 この細則は、被疑事件の国選弁護士に選任された普通国選弁護士契約弁護士が基礎報酬及び多数回接見加算報酬を請求する際に提出すべき接見の事実を疎明するに足りる客観的な資料（国選弁護人の事務に関する契約約款本則別表 B 番号 1）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(接見資料)

第 2 条 普通国選弁護士契約弁護士が、都道府県警察の留置施設、刑事施設又は少年鑑別所（以下「留置施設等」という。）において、被疑者と接見をした場合に提出すべき疎明資料は、接見を申し込む際に、留置施設等から交付を受けた第 1 号様式用の紙（以下「接見資料用紙」という。）に、次の各号に掲げる事項を記載したもの（以下「接見資料」という。）とする。

- 一 被疑者の氏名
- 二 接見した弁護士の氏名
- 三 接見申込日時

(事実証明書)

第 3 条 普通国選弁護士契約弁護士が、接見資料用紙の用紙切れ、受領失念、紛失、滅失、汚損のいずれかの理由により、前条の接見資料を提出することができないときは、日本司法支援センター（以下「センター」という。）に対し、第 2 号様式用の紙（以下「事実証明書用紙」という。）の送付（ファクシミリ装置を用いた送信を含む。以下同じ。）を申請することができる。

2 センターは、前項の申請について相当の理由があると認めるときは、速やかに、普通国選弁護士契約弁護士に事実証明書用紙を送付するものとする。

3 普通国選弁護士契約弁護士は、前項の規定によりセンターから送付された事実証明書用紙に、次の各号に掲げる事項を記載したもの（以下「事実証明書」という。）を前条の接見資料に代えて、センターに提出することができる。

- 一 弁護士の氏名及び登録番号
- 二 被疑者の氏名及び勾留場所
- 三 被疑事件の事件番号
- 四 接見日及び接見の開始時刻

五 接見資料を提出できなかった理由

(複数の国選弁護人が選任されている場合の接見資料等)

第4条 同一の事件について複数の普通国選弁護人契約弁護士が国選弁護人に選任されている場合には、接見資料及び事実証明書は、普通国選弁護人契約弁護士ごとに作成提出するものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この細則は、平成21年8月3日から施行する。

(経過措置)

第2条 平成21年8月2日までに行われた接見については、第2条及び第3条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 平成21年8月3日から同年9月30日までに行われた接見については、第2条及び第3条の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この細則は、平成21年12月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 平成21年11月30日までに行われた刑事施設等における接見については、改正後の第3条及び第4条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 平成21年12月1日から平成22年1月31日までに行われた刑事施設等における接見については、改正後の第3条及び第4条の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附 則 (平成31年細則第1号)

(施行期日)

第1条 この細則は、平成31年2月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 平成31年1月31日までに行われた接見については、なお従前の例による。

第3条 改正後の第1号様式用の紙は、当分の間、改正前の第1号又は第2号様式のものによることができる。

2 改正後の第2号様式用の紙は、当分の間、改正前の第3号様式のものによることができる。